

自一九四五年

至一九五五年

琉球史料 第八集

酒製造及び酒税規則に関する件

琉球政府文教局

(五) 工 業

酒製造及び酒税規則に関する件

琉球諸島軍政本部

軍政府々令第二十号

一九五〇年七月十三日

酒製造及び酒税規則に関する件

琉球諸島各民政府知事

- 一 酒製造の発行の日から一カ年間有効であり厳重に管理される免許の下、民政府の被免許者として行動する個人業者により行なわれる。斯る免許の期限、製造、状態、検査保管、配給、販売、利益及び税とその徴収に関しては民政府財務部を通して行動する各知事が責任を負う。
- 二
 - a 酒製造の免許は知事が要請するような正式な申請書を申請人が提出し斯る申請人が知事が任命せる民政府三部部長によって組織され財務部長を課長とする委員会により認可された場合にのみ与えられる。尚斯る委員会が申請を認可する場合に考慮すべき主要な管理上の要素は申請人の性格関係社会に於ける評判従前の醸造経験及び業務実績等である。
 - b 申請人は免許を得た上で各自の経営する各工場醸造所若しくは酒造所当り一〇、〇〇〇円の率で手数料を支払う。尚斯る免許証の更新はその願いが認可され各工場、醸造所若しくは酒造所に対して一〇、〇〇〇円宛の手数料を支払った上毎年更新される。
 - c 左記に掲げる事情の場合は民政府が酒造に対する免許証の交付を拒絶することを得。
 - (1) 酒工場、醸造所若しくは酒造所を監督するに不適当な箇所に設置せんとする場合
 - (2) 過去二カ年に於て申請人が本法違反により有罪を宣せされ、罰されている場合
 - (3) 申請人がその経験能力或は一カ年に於ける最小限の石数の酒を製造するには設備又は方法に於いて不十分となり思料せらるる場合
 - d 左記の場合には民政府は酒製造に対する免許を取消さねばならぬ。
 - (1) 免許を受けたものが本法違反により有罪を宣せられた場合
 - (2) 免許を受けた者が引続き六ヶ月間に於いて酒造を行わない場合
 - (3) 免許を受けた者が引続き六ヶ月間に於いて最小限の石数を製造せざりし場合
 - (4) 免許を受けた者が免許所を返却してその取消を希望する場合
- 三
 - a 甘、糖蜜又は黒糖以外酒の製造に使用する原料は人間及び家畜等の消費に適しない食糧原料のみに限定される。但し甘藷はそれが人間の食糧としての需要量以上に産する地区又産する場合に於いてのみ使用し得る。
 - b 之の目的に使用される輸入食糧原料は人間若しくは家畜の消費に適しないものとして軍政府の権限ある職員によって認可されかくて作成確実に署名された該品不要の証明書を得なければならぬ。
 - c 之の目的に使用するいたんだ、所島内食糧原料は適当な民政府の権限ある職員によって認可されかくて作成されしかして確実な署名がなされた該品の不要証明書を得なければならぬ。
- 四
 - a 酒消費税はアルコール含有量に基き左記税率により課され徴収され各酒製造業者によって

アルコール含有量	石当り税率
五〇度以上	六、〇〇〇円
三五度から四九度	五、〇〇〇円
三五度以下	四、〇〇〇円

- a 各酒造者は毎月十日迄に前月中に製造せる酒の等級別石数を申告しそれに対し上記税率によって税を払い込まねばならぬ。斯る申告や納税は之を適当な民政府税務課になす。
- 五 琉球諸島以外の国へ輸出する目的で酒が製造される場合は、民政府は輸出出来るという確固たる証拠書類を受領の上本府令の条項に基き前に徴収せる消費税の一部又は全部を輸出者に返還して良い。
- 六 各酒造業者は本布令の実施のため定められた適当な民政府の行政上の規則に従わなければならぬ。
- 七 a 如何なる人、団体、組合員又は法人と雖も酒製造に対して先ず有効な免許証を会得而してそれを保持するにあらざれば之に従事する事は違法である。
b 合法的な経路を経ずして尚公式に決定されたような価格によらずて酒の販売に従事する事も之又い違法である。
- 八 第二項から五項迄に規定されたる条件や要求に対し充分に従うことを条件として酒生産に就いてその従前の制限は各民政府知事に対する別命があるまで之を廃止す。
- 九 本布告に於ける酒とは蒸留酒精を意味する。しかし制限なく酒、代用酒（模造酒）焼酎、泡盛（及びミリン）等を含む
- 十 廃止
一九四八年十一月二十五日附軍政府指令第三十六号（首題酒製造）一九四九年二月二十一日附軍政府府令十二号（首題酒税）及び一九五〇年五月十二日附同第三号は茲に廃止す。
- 十一 一九五〇年八月一日を以って本布令の有効期日とす。
軍政長官の指示により